

## 「県民の声を受けて」公表分の概要

平成 25 年 11 月 12 日  
戦 略 企 画 部

県民の声を受けて、11月1日に県ホームページに公表した県民の声の概要と県の対応は、別添のとおりです。

声の件数は22件ですが、このうち2件については複数の所属が対応しており（別表の整理番号欄の（ ）内が重複番号）、県の対応件数は24件となっています。

声の種別、部局別の県政への反映区分等の概要は、次の1及び2のとおりです。

また、別表の整理番号欄に、Aを印した主な内容は3のとおりです。

## 1. 声の種別

県民の声は、次の7種類に区分して整理しています。(件)

区分	提案 意見	苦情	要望	照会	相談	激励 賛同	その他	計
件数	10	5	5	4	—	—	—	24

## 2. 対応部局別反映区分

県民の声の県政への反映については、次の6区分によって整理しています。(件)

部局等	区分	既 に 実 施 し て い る	県 民 の 声 を 受 け て 実 施 し た	今 年 度 内 に 反 映 し た い	次 年 度 以 降 に 反 映 し た い	施 策 の 参 考 と す る	反 映 は 困 難 で あ る	計
防災対策部						2		2
戦略企画部		1						1
総務部							2	2
健康福祉部		4		1				5
環境生活部								—
地域連携部		2				3		5
農林水産部		1				1		2
雇用経済部		1		1				2
県土整備部		3						3
出納局								—
企業庁								—
病院事業庁								—
議会事務局								—
監査委員事務局								—
人事委員会事務局								—
教育委員会事務局		2						2
労働委員会事務局								—
選挙管理委員会事務局								—
計		14	—	2	—	6	2	24

注) 各庁舎事務所等は、本庁の各部局にカウントしています。

### 3. 主な内容

#### (1) 職員に関するもの（別表の整理番号欄にAを印したもの）

##### ① 勤務、応対等に関するもの

- ・ 職員の応対等に対する苦情：No. 8、No. 9
- ・ 職員の服装に対する要望：No. 15
- ・ 職員の運転マナーに対する苦情：No. 22

##### ② 人事、給与等に関するもの

- ・ 教員の給与に対する要望：No. 24

県民の声を受けて  
(Web公開)

- ・平成25年11月1日に県ホームページ「県民の声」コーナーで公開したもの
- ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県ホームページには未掲載
- ・整理番号欄に、Aを印したものは、今月の主な内容（5件）  
Aは職員に関するもの（5件）

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	【件名】	【概要】	対応部局	対応課	【対応内容】	反映区分
1	2013/9/19	電子メール	提案意見	電気式フライヤーについて	火災を減らすために、天ぷらは鍋を使用せずに、電気式フライヤーを使用するように法律で義務化してはどうでしょうか。集合住宅の場合は、特に重要です。欧州では、賃貸住宅での退去時の壁紙の張り替えということもあり、入居者は卓上の電気式フライヤーを買います。フライヤーは今では、かなり安くなっています。関東大震災では火災で死んだ人が9割でした。火災が起きれば、救助活動は難しくなります。火災を防げれば、震災時の被害額をかなり抑えられると思います。	防災対策部	消防・保安課	てんぷら油火災を含めた火災予防につきましては、県内消防本部において、防火指導や火災発生防止の啓発等が行われています。県としても、住宅用火災警報器の普及啓発の実施等、県内消防本部と連携して火災予防に取り組んでいます。なお、LPガスや都市ガスは、震度5相当以上の地震発生時には、マイコンメーターがガスを遮断する仕組みになっており、一定の安全性が確保されています。	施策の参考とする
2	2013/9/30	電話	提案意見	風水害の備えについて	「県政だよりみえ9月号」の「風水害の備えについて」を読みましたが、父や母に抱かれて避難する子どものことを考えていないと思いました。子どもを抱いて避難するためにこんな便利なグッズがあるなども書いたほうがよかったですのではないですか。哺乳瓶で哺乳するための小分けにしたミルクの備えも必要です。それにラジオを持ってゆくことや、サンダル履きで逃げたら危ないから靴を履くことなどは、もっと図などを示して大きく書いたほうがよかったですと思います。災害についてみんなで議論し、考える会を持ってはどうでしょうか。新しいアイデアが出てくるかもしれません。小学生なども、災害時自分で考えて動けるように教育することも大切です。	防災対策部	防災課 企画・地域支	貴重なご意見をありがとうございます。このたびは、「県政だよりみえ9月号」に「風水害に備えましょう」とのタイトルにて特集記事を掲載させていただいたところですが、限られた紙面上でなるべく多くの県民の方に関係のある事柄を紹介させていただきたいという意向があり、また、8月30日から運用が始まった「特別警報」についても、多くの県民の方に知っていただくためにどうしてもとりあげたい事柄であったことから、今回のような掲載内容となりました。いただいたご意見につきましては、県が実施する今後の防災啓発活動等において参考にさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
3	2013/10/7	電話	照会	「県政だよりみえ」の知事イラストについて	「県政だよりみえ」になぜ知事のイラストを掲載しているのですか。	戦略企画部	広報課	「県政だよりみえ」へご意見をいただきまして、ありがとうございます。「県政だよりみえ」については、県民の皆さんの身近なものとして「読みやすい、分かりやすい、役に立つ」広報紙をめざし、制作をしています。制作にあたり、工夫のひとつとして活用しているものが、イラストです。堅苦しいと思われがちな記事を和らげ、親しみをもって読んでいただけるよう、また、記事内容をイメージしていただけるよう、内容に応じてイラストを入れております。表紙の知事のイラストについては、知事個人のために掲載するものではなく、三重県の知事として、県内の魅力を取材し、県民の皆さんにお伝えする記事があることから、親しみやすいイラストを活用することが、その記事への誘導策として有効であると考え、掲載しているところです。県民の皆さんに読んでいただくために、引き続き工夫・改善に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。	すでに実施している
4	2013/9/25	電子メール	提案意見	消費税増税反対について	いつもいつも三重県の発展に尽力いただきありがとうございます。先の豪雨におきましても、宮川の拡張工事のおかげで難を回避できました。これも、知事の尽力によるものと大変感謝を致しております。さて、この度投書させていただきましたのは、今、話題に上っている消費税増税の件でございます。アベノミクスにより、景気回復の希望が出てまいりました。まだまだ三重県におきましては大きな経済回復の兆しは見られませんが、伊勢市駅前がきれいに改築され、この所、遷宮もあり、伊勢神宮に参拝される方が急増しています。このように、少しずつ三重県の暮らし向きも明るくなってきましたが、増税の話が出てきております。消費税増税は、消費を下火にさせ、デフレを促進します。また、経済が停滞するので税収が減ってしまいます。税収が減ってしまっは、高齢の方が多い地方の住民は、たちまち困ってしまいます。テレビのインタビューを見る限り、安倍首相は消費税をできれば上げたくないとおっしゃっておられますが、自民党内では着実に消費税増税を促進する勢力が多数と聞いております。知事におかれましては、何卒、消費税の増税を延期いただけますよう、ご支持いただきたく願います。あくまで延期であり、私どもは、ちゃんと景気回復したら、増税分を働いて納めてまいります。何卒ご検討の程、よろしくご申し上げます。また、消費税増税が決定してしまったとしても、アベノミクス第二の矢である、財政出動（公共投資）を大々的に進めるようお願い申し上げます。地方のインフラは、都市と比べ十分とは言い難く、今の若い世代に豊かな生活ができるように私どもの税金を使っていただきたいのです。外国の国債にまわしたり、外国の金融機関の原資にする為では、生まれてくる子どもたちがかわいそうです。何卒、日本の未来のために、消費税増税の反対を、もし増税されても公共投資の拡大をよろしくご申し上げます。	総務部	税務・債権管理課	今回の消費税率引上げは、社会保障財源を確保することを目的としており、既に法律が公布され、施行日も決まっております。ただし、政府において、経済状況等を総合的に勘案した上で、施行の停止を含めて所要の措置を講ずることとされていますので、引き続き状況を見守りたいと考えております。ご理解くださいますようお願いいたします。	反映は困難である
5	2013/9/17	電子メール	提案意見	消費税について	三重県知事は消費税増税についてどのようにお考えか、ぜひ伺いたいです。国家を二分する問題ですし、選挙のときの参考にしたいです。お答えは、せつかくですので、ブログやツイッターで公表したいと思っております。お答えがいただけない場合も、その旨公表したく存じます。	総務部	税務課 債権管	今回の消費税率引上げは、社会保障財源を確保することを目的としており、既に法律が公布され、施行日も決まっております。ただし、政府において、経済状況等を総合的に勘案した上で、施行の停止を含めて所要の措置を講ずることとされていますので、引き続き状況を見守りたいと考えております。ご理解くださいますようお願いいたします。	反映は困難である

6	2013/10/3	F A X	苦情	車いす使用者用駐車区画について	最近よく感じるがあります。それは個人のモラルの低下です。具体的には、車いす使用者用駐車区画に健康な人が平気で駐車する行為が、ひどくなっているように思います。ささいなことですが耳を傾けてください。	健康福祉部	地域福祉課	このたびは貴重なご意見をいただきありがとうございます。公共施設や商業施設などにある車いすマークのついた駐車場は、車いすをお使いの方など歩行が困難な方のために、3.5m以上の幅が確保され、建物の入り口近くに設置されていますが、利用者のマナー違反などで、この駐車場を必要とする方々が駐車できずに困っているという声がこれまでに多数届けられています。このことから、三重県では、こうした駐車場の適正な利用を促進し、歩行が困難な方の外出を支援するため、平成24年10月から「三重おもしろい駐車場利用証制度」を導入し、さまざまな施設に「おもしろい駐車場」を設置するとともに、必要な方に利用証を交付しています。利用証の交付者数は、平成25年9月末現在で14,759人、「おもしろい駐車場」の届出数は、平成25年9月末現在で1,722施設、3,566区画となっているほか、利用証の取得後、半数以上の方が「おもしろい駐車場」での駐車がしやすくなったとするアンケート結果が出ており、制度が順調に定着しつつあるものと考えています。利用証の交付対象者は、歩行が困難な方で、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方や、要介護高齢者等、難病患者、妊産婦、けが人等のうち、区分ごとに等級等の要件を満たしている方になりますので、要件に該当する場合は、利用証の交付を申請してください。対象となる要件や申請窓口、必要書類など、詳しくは、地域福祉課(電話059-224-3349)までお問い合わせください。また、当制度を運用する一方、学校での授業を通じ「社会には、障がいのある人やない人、高齢者や子どもなど、さまざまな人がいることを理解し、さまざまな人の立場に立って考え、行動する」というユニバーサルデザインの考え方を普及し、次世代を担う子どもたちの意識づくりを進める取組も併せて行っています。今後も、当制度について県民の間に理解が深まり、歩行が困難な方の利便性が高まるよう、駐車場の適正利用に向けた普及啓発を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
7	2013/9/25	電子メール	照会	肝炎コーディネーターについて	三重県では肝炎コーディネーターの養成は行われていますか。行われているのであれば、今後の開催予定を教えてください。また、現在県内には何人のコーディネーターの方がおられるのでしょうか。肝臓疾患専門医療機関に主に在籍されているのでしょうか。教えてください。	健康福祉部	健康づくり課	ご照会をいただきました肝炎コーディネーターについては、現在、県内にはいません。今年度、保健所、市町の保健師、医療機関の看護師などを対象として、養成講座の開催を計画しております。内容、日程などにつきましては検討中ですので、ご了解ください。なお、詳細が決定しましたらホームページ等で公表いたします。	今年度内に反映したい
8 (A)	2013/9/26	電話	苦情	職員の対応について	家族が特定疾患医療受給者証をもらっています。更新のため前と同じように書類を出したら、申請手続きが変わったとかで「書き直してほしい」と言われました。「なんでこれまでと申請の方法が変わったのか」と聞いたところ「これまでは大目に見ていた」と言われました。私は許してもらわなければならないほど悪いことをしていたのですか。すごく傷つきました。おまけに提出した書類の中に必要の無いものが含まれていて、その書類を取るために余計なお金を使ってしまった。申請の前にきちんと説明してもらってれば、このお金は使わずに済んだのです。返金してください。こんなトラブルがあって申請したのに、届いた特定疾患医療受給者証が間違っていたのです。許せません。私が確認の電話を入れたら「間違っていますね。交換しますね」と軽く言われました。あまりにも無神経です。私が強く抗議したら、上司が来られたのですけど「正しい受給者証に交換しましょう」とだけ言われました。謝る態度ではなかったです。許す気になれません。連絡も私の携帯電話にするように言っておいたにもかかわらず、自宅に電話してくるといった無神経なこともされました。あまりに配慮が足りません。医療関係の部署がこのような優しさのない対応をすることは許されないのではないですか。とにかくきちんとした説明をお願いします。制度が変わって申請時に提出する書類が変わったことに対する説明不足がなぜ起こったのか。それによって不要になった書類にかかったお金がなぜ返金できないのか。間違った発行がなぜ起こったのか。それに加えて、これまでの職員の対応に対してのきちんとした謝罪を求めます。	健康福祉部	伊勢保健所保健衛生室	この度は特定疾患医療費助成事業に係る自己負担額区分決定に当たり、年度によって運用が不統一であったこと及び受給者証発行に不手際があり、大変不快な思いをおかけしたことについて深くお詫びいたします。今後は更新申請の際は適切な御案内を心がけるとともに、受給者証の発行にあたっては誤りのないようチェック体制を強化いたしますのでなにとぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。	すでに実施している
9 (A)	2013/10/1	提案箱	苦情	職員の対応について	営業許可の申請のためよく伊賀保健所へ行きますが、対応される職員の方がいつも不機嫌でとても気分が悪くなります。以前までの担当の方は、愛想も良く、気持ちよく帰ることができていました。なぜ、いつも不機嫌な表情で接客するのかわかりません。本当に不快です。	健康福祉部	衛生室保健所保健	ご意見ありがとうございます。この度は、職員の対応によりご不快な思いをおかけしたことをお詫び申し上げます。ご指摘いただいた接客については、日頃から職員に対して親切丁寧な接客態度や言葉使いを指導し、定期的に接客研修を実施しているところです。今回のことを踏まえ、今後更に、来所された県民の皆様にご不快感を与えることのないよう職員に徹底すると共に、研修等により接客レベルの向上に努めてまいります。	すでに実施している
10	2013/9/25	電話	苦情	診断書等について	家族が身体障害者手帳の交付を受けています。その対応をした職員の方で強い不満を持っています。手帳の更新で提出した診断書の中で「3級から2級にするのが相当」と書かれていました。それは主治医の判断でそう書かれたのです。その診断書について職員が何度も主治医に問い合わせをしたのです。それで病院から「迷惑している」と言われました。主治医からも「その職員は医師なのか。すごい職員がいるね」と言われました。それと、以前支援センターに電話した際、電話に出た女性職員が、非常に感じの悪い対応をしてきました。言葉使いの指導はどうなっているのでしょうか。今回の身体障害者手帳の更新について主治医が勤務する病院に対してなぜこんな対応をしたのかについて説明をしていただきたいです。	健康福祉部	障害者相談支援センター	職員の対応に不快な思いをされましたことについて、お詫び申し上げます。病院に対して問い合わせさせていただいたのは、今回提出いただいた診断書に、障害認定に必要な検査数値等の記載漏れがあったことによるものです。病院に対して当初文書で照会させていただきましたが、回答が不十分であったことから、再度、文書照会していただき、相談者様からの問い合わせがあり、事務処理を早めるため、病院事務担当者へ電話で確認させていただきました。県民の皆様への電話対応にあたっては、状況を十分に聞き取り、また、誤解のない対応をするよう職場内の会議の場等で周知しているところですが、改めて、職員への意識づけをしっかりと行い、職員が適切な対応を行うよう努めてまいります。	すでに実施している
11 (19)	2013/9/24	電子メール	提案意見	リニア中央新幹線ルート決定について	リニア中央新幹線の品川―名古屋間のルートが発表になり、今後の経済効果や課題についてさまざまな報道がされておりますが、この名古屋以西の開通に関して、新聞記事で知事の発言の中で、どうしても気になった箇所がありました。それは「東京、大阪間の全線が開通して初めてその効果が遺憾なく発揮される」という部分です。まずは決定している名古屋までの開通を東海地方へのプラスに生かすために、名古屋から三重までのアクセス度を向上させる方法を検討したり、観光県である三重と愛知・岐阜が結束した観光プランを作っていくなど、プロジェクトチームを作って取り組んでいくべきではないかと思えます。また、名古屋が終点となることは、別の意味で三重県への人の流れも増えるのではないのでしょうか。同時に増える方向へもっていくように近鉄やJRなどと話し合っていくことも必要かと思えます。三重県は同じ東海地方として密接な繋がりを感じていますし、観光面でも名古屋が恩恵を受けている部分はたくさんあると思えます。力を合わせて少しでも多くの人をこの地方に呼んでいきたいものです。	地域連携部	交通政策課	三重県では、リニア中央新幹線の早期建設と県内への停車駅設置を図ることを目的とし、県及び県内関係市町等で構成する「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」で様々な取組を実施しています。また、東京・大阪間のリニア沿線9都府県で構成する「リニア中央新幹線建設促進期成同盟会」にも加盟し、各都府県と連携しながら、リニア中央新幹線の早期建設に向けた活動を実施しています。リニア中央新幹線の効果が最大限発揮されるには、東京・大阪間の全線開業が必要と考えますが、東京・名古屋間の部分開業においても、本県への経済効果は大きなものと予測されており、リニア中央新幹線名古屋駅へのアクセス利便性向上等について、今後検討していく必要があると考えています。今後も、県内関係市町やリニア沿線9都府県と連携し、リニア中央新幹線の早期建設に向けた取組を進めていきます。	施策の参考とする

12	2013/9/26	電話	要望	今後の県政について	今後ますます高齢化が進む中で、県政が果たす役割は分野を問わず大きくなると思います。活力ある社会を継続するためにも、県と市町とが共同で地域づくりを進め、県全体で政策を行っていただきたいと思います。	地域連携部	地域支援課	ご意見を頂きましてありがとうございます。頂きましたご意見にありますとおり、高齢化の進展等により社会の枠組みが変化し、地域の多様性や自主性が重要となる中で、地域ではさまざまな課題に的確に対応することが求められており、県と市町が連携して地域課題の解決に向けて取り組んでいく必要があると考えています。そこで、本県では、平成21年2月10日に県と市町の共管組織として「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」を設置して、県と市町が連携の強化を図り、協働して地域づくりの基盤を整備することにより、地域主権社会の実現を目指すことを目的とした地域づくりを推進しています。今後も、引き続き、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組等により、市町との連携を強化して、市町や地域の実情に応じた地域づくりの支援等に取り組むことで活力に満ちた地域社会の形成に向けて取り組んでまいります。なお、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組内容につきましては、当課のホームページに掲載しておりますので、ご参照いただければ幸いです。 (地域支援課ホームページアドレス) <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/CHIIKI/HP/chiiikyougikai/kyougikai.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/CHIIKI/HP/chiiikyougikai/kyougikai.htm</a>	すでに実施している
13	2013/9/17	電子メール	要望	アーチェリー競技専用練習場について	アーチェリー競技はオリンピック競技種目の人気種目（グループC）であり、また、国体競技の1つです。「2020年東京オリンピック大会」の開催が決定し、2021年三重で国体開催が既に内定しております。三重県にはその拠点となるアーチェリー競技専用練習場がありません。現在は、県有施設の多目的広場で競技会や練習会を行っておりますが、アーチェリー競技専用練習場ではないため、他競技の大会の臨時駐車場等として使用されることもあり、アーチェリー競技者が自由に予約、使用できる場所ではありません。オリンピックや三重国体に向けて、今から三重県内に新しくアーチェリー競技専用練習場を計画、新設することは、時間的、費用的に制約が多く、間に合わないと思います。したがって、県有スポーツ施設の多目的広場をアーチェリー競技専用練習場に変更していただき、アーチェリー競技の普及活動、オリンピック大会や三重国体の選手育成及び強化の拠点としてアーチェリー競技者及び団体が何時でも使用できるようにしていただくことを要望します。	地域連携部	国体準備課	県営鈴鹿スポーツガーデンに関するご意見をいただきありがとうございました。県営スポーツガーデンの多目的広場については、アーチェリー競技場としての利用だけでなく、他のスポーツの利用や多数の来場者が予想される場合には臨時駐車場として利用いただいております。多目的広場として、県民の幅広い用途に供することを目的に整備をいたしました趣旨をご理解いただけますようお願い申し上げます。今後も皆様のご意見をいただきながら、より良い施設運営に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	施策の参考とする
14 (21)	2013/9/17	電子メール	提案意見	県有施設の管理について	県有公園の管理が年々劣っているのを危惧しています。芝生の手入れが悪いと、雑草が繁茂し、芝が負けています。何とか何年か前のようにきれいな芝生に回復させてください。先日、散歩した時には、公園の時計も止まったままでした。管理を徹底してください。また、県営球場について、せめてなんとか外野の芝生や外野スタンドの芝生の整備（雑草除去をすること）をして下さい。野球場として、内野スタンドからは座った目線では観戦できず、一番上に行かねばならないという設計となっていて、恥ずかしい限りです。いずれも、県が管理を民間委託等した結果、手抜きされているのではないかと思います。県の積極的関与を望みます。	地域連携部	国体準備課	県営野球場に関するご意見をいただき、ありがとうございました。野球場の芝生の管理については、確かに一部芝生が枯れかけているところもあり、指定管理者（松阪市）に芝生の養生に向けた対策を取るよう働きかけてまいります。また、スタンドにつきましても、ダッグアウトの屋根が内野スタンドの前部に位置していることから最下段の席を遮る場所もあり、観戦しづらいエリアが一部にあります。この点については、施設の構造上の問題もあり、現状では対応が難しく、ご不便をおかけしますが、現有施設の中で、見やすい場所を確保していただくなどにより、ご対応いただきますよう、ご理解をお願いします。なお、中部台運動公園の芝生広場についてのご意見は公園管理者の松阪市にお伝えさせていただきます。今後も県政の運営にご理解賜りますようお願いいたします。	施策の参考とする
15 (A)	2013/10/7	封書葉書	要望	女性職員の服装について	10月1日に伺った時のことです。事務所の女性職員の服装を見て驚きました。これからどこかへ遊びに出かけられるのかと錯覚してしまうような非常に派手な服装でした。上司の方は注意しないのでしょうか。公務員として好感の持てる服装をお願いします。	地域連携部	域四調日整市防地災域防災総合事務所	ご意見をいただきありがとうございます。職員の服装により、不快感を与えたことにつきまして、お詫び申し上げます。ご指摘をいただきました勤務時の服装については、社会の一員として、常識を逸脱せず、節度ある好感の持てる服装を心がけることが大切と考えています。職員には、今後、県民の皆様にご不快を与えることがない服装を心がけるよう、管理職から周知徹底を図ります。	すでに実施している
16	2013/10/7	電子メール	提案意見	コメ産地偽装について	テレビを見て驚きました。三重県産こしひかりを偽装して消費者に提供しているとはがっかりです。私は三重県産こしひかりを、こよなく愛していました。これが三重県の戦略なのでしょう。とても残念です。	農林水産部	農産物安全課	ご意見ありがとうございます。県内事業者による米穀の不適正取引について、三重県は農林水産省と連携して関連事業者に対する調査を実施しております。これまでの調査で外国産の主食用米や国内産の加工用米が三重県産コシヒカリとして販売されていたことが判明しています。米への信頼と食の安全・安心を脅かす事案であり、厳正に対処してまいります。	すでに実施している
17	2013/9/9	電子メール	提案意見	外来魚駆除について	「池の水を抜いて外来魚を駆除する池干しが行われ地元住民や小学生らがブラックバスを捕獲した」という新聞記事を読みました。「同市の市民団体は、2年前にも池干しを行ったがその後外来魚のブラックバスが見つかったことから、改めて駆除すること」にしたとのこと。そこで質問なのですが、前回の駆除でブラックバスが残っていた可能性はないのでしょうか。残っていたとしたら、駆除の方法に問題はなかったのですか。駆除のあと、再び違法放流をされたという証拠はあるのですか。駆除した池に再び違法放流がされていたとしたら、違法放流を防げなかった県の対策に問題はなかったのですか。効果の薄い「駆除ごっこ」に対する予算は、どこから出ているのですか。県からの補助金等があるのなら、費用対効果について、県の審査はされているのですか。そもそも、外来魚だけの完全駆除などは、不可能に思えます。	農林水産部	みどり共生推進課	ご存じのとおり、外来魚であるブラックバスなどは現在広く県内に分布しており、その流域を越えた生息域の拡大の原因については、人為的なものと考えられています。外来種の駆除については、外来種が全て強いわけではなく、繁殖する外来種は「強い外来種」であり、強い故の繁殖力の高さと、駆除の難しさがあります。また、全国的に違法な放流が後を絶たず、ご指摘のとおり、外来魚を完全に駆除することは難しいのが現実です。三重県では、県民生活や事業活動の中で自然環境への配慮が浸透し、生物多様性をはじめとする自然環境を、県民の皆さんやNPO、事業者など、さまざまな主体が自主的に保全・再生する社会を目指し、三重県の豊かな自然が継承されるよう、「自然環境の保全と活用」を施策に位置づけ、様々な事業を実施しております。このような中、県としては、希少種を含む在来種の保護、生態系の保護は重要と考え、外来生物法とあわせて、今後もHPや各種のイベントなどを通じて、外来種に対する普及啓発に努めてまいります。	施策の参考とする

18	2013/10/3	電子メール	照会	三重テラスについて	新聞で見ましたが、三重テラスの月500万円の家賃は全て税金から捻出されるのですか。また、その効果はどのように公表されますか。	雇用経済部	三重県営業本部担当課	「三重テラス」に関する照会をいただきまして、誠にありがとうございました。「三重テラス」が入居している「浮世小路千疋屋ビル(YUITO ANNEX)1階、2階」の家賃につきましては、県費で支払っております。また、効果につきましては、「三重テラス」が持っている役割に応じて、以下の4つの成果指標により測っていきたいと考えています。1)物販、飲食、イベントなどにより、集客するという役割に関して「来館者数」2)県内事業者を支援するという役割に関して、「商品開発や販路拡大につながった件数」3)三重に関わる人の首都圏でのネットワークを拡大するという役割に関して、「三重テラスサポート会員数」4)三重の旬の情報を発信していくという役割に関して、「メディア掲載件数」この数字で表せる成果指標のほか、例えば、来館された方々へのアンケートにより、お客様の商品などへの満足度等を調査することにより、「三重テラス」の改善につなげていきます。このような数値などにつきましては、県のHPなどで公表してまいります。今後も、皆様方からのご意見をもとに、「三重テラス」を効果的に活用して、三重の魅力をPRし、その結果として地域の元気づくりにつながっていくよう取り組んでまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。	今年度内に反映したい
19 (11)	2013/9/24	電子メール	提案意見	リニア中央新幹線ルート決定について	リニア中央新幹線の品川-名古屋間のルートが発表になり、今後の経済効果や課題についてさまざまな報道がされておりますが、この名古屋以西の開通に関して、新聞記事で知事の発言の中で、どうしても気になった箇所がありました。それは「東京、大阪間の全線が開通して初めてその効果が遺憾なく発揮される」という部分です。まずは決定している名古屋までの開通を東海地方へのプラスに生かすために、名古屋から三重までのアクセス度を向上させる方法を検討したり、観光県である三重と愛知・岐阜が結束した観光プランを作っていくなど、プロジェクトチームを作って取り組んでいくべきではないかと思えます。また、名古屋が終点となることは、別の意味で三重県への人の流れも増えるのではないのでしょうか。同時に増える方向へもっていくように近鉄やJRなどと話し合っていくことも必要かと思えます。三重県は同じ東海地方として密接な繋がりを感じていますし、観光面でも名古屋が恩恵を受けている部分はたくさんあると思えます。力を合わせて少しでも多くの人をこの地方に呼んでいきたいものです。	雇用経済部	観光政策課	2027年のリニア中央新幹線の開通は、三重県観光にとっても大きなチャンスであり、関係機関と連携して、観光誘客に取り組んでまいります。また、広域での取組としては、本県をはじめ、愛知県や岐阜県などの自治体や中部経済連合会などの経済団体、日本観光振興協会中部支社などの観光関係団体、交通関連会社などがメンバーとなって設置している中部広域観光推進協議会において、「中部の観光ビジョン」を策定し、広域でのメリットを活かした観光振興に取り組んでいるところです。	すでに実施している
20	2013/9/17	電子メール	照会	第二伊勢道路について	これまでの走行しにくい伊勢道路を使わず、鳥羽市を迂回して快適に磯部や鵜方へ行ける第二伊勢道路が、一部ではありますが開通したとききました。道路が何処まで出来上がっているのかを知りたいです。松阪からどのようにすれば第二伊勢道路に行けるのかも教えてください。また、通行料金も併せて教えてください。	県土整備部	道路建設課	9月14日開通しました『第二伊勢道路』は、伊勢二見鳥羽ライン松下JCT(ジャンクション 所在地:伊勢市二見町松下)から、国道167号へ接続する鳥羽南・白木IC(インターチェンジ 所在地:鳥羽市白木町)までの区間です。松阪からお越しの際には、伊勢自動車道の伊勢ICから、伊勢二見鳥羽ラインを経由し、松下JCTから第二伊勢道路の鳥羽南・白木ICに向かう経路となり、鳥羽市街地を迂回するルートで磯部・鵜方方面へ向かうことが可能となります。料金については、第二伊勢道路は無料ですが、伊勢二見鳥羽ラインは一部有料道路区間があり、伊勢自動車道伊勢ICから伊勢二見鳥羽ラインを経由し、松下JCTから第二伊勢道路へ向かう経路であれば普通車の場合、200円の通行料金が必要となります。詳細は三重県道路公社HPをご覧ください。(三重県道路公社HP) <a href="http://www.mie-dourokousya.or.jp/road-guide/04ryoukin.htm">http://www.mie-dourokousya.or.jp/road-guide/04ryoukin.htm</a> (県HP:第二伊勢道路位置図) <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/201309003121.pdf">http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/201309003121.pdf</a>	すでに実施している
21 (14)	2013/9/17	電子メール	提案意見	県有施設の管理について	県有公園の管理が年々劣っているのを危惧しています。芝生の手入れが悪いので、雑草が繁茂し、芝が負けています。何とか何年か前のようにきれいな芝生に回復させてください。先日、散歩した時には、公園の時計も止まったままでした。管理を徹底してください。また、県営球場について、せめてなんとか外野の芝生や外野スタンドの芝生の整備(雑草除去をすること)をして下さい。野球場として、内野スタンドからは座った目線では観戦できず、一番上に行かねばならないという設計となっていて、恥ずかしい限りです。いずれも、県が管理を民間委託等した結果、手抜きされているのではないかと思います。県の積極的関与を望みます。	県土整備部	都市政策課	日頃は県営都市公園をご利用いただきありがとうございます。広場の芝生については、県が公園管理を委託している業者が8月に除草作業を行いました。夏場でもあり、雑草の生育が速いことから、利用者の方にはご迷惑をおかけし、申し訳ありませんでした。公園管理を委託している業者に、早急に除草作業を行うよう指示し、状況の改善に努めます。また、公園の時計につきましては、現在、部品の手配を行っており、9月中旬に修理が完了する予定です。今後は、このようなことがないように、これまで以上に委託業者と連携を図り、気持ちよく公園をご利用いただけるよう努めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。	すでに実施している
22 (A)	2013/9/3	電話	苦情	公用車の運転マナーについて	今朝の9時前ですが、県の津庁舎から出てきた黄色い道路パトロールカーが23号線に出る時、事前にウインカーを出さずに、交差点に入ってからウインカーを出していました。公用車は運転マナーをしっかり守ってほしいと困ります。	県土整備部	室津建設事務所保全	ご意見ありがとうございます。交通マナーや安全運転の徹底につきましては、かねてから会議等の場で注意を喚起し、職員による交通事故の防止に取り組んでいるところです。いただいたご意見を踏まえ、職員一人ひとりが自覚をもって安全運転を行うよう徹底してまいります。	すでに実施している
23	2013/10/2	電話	要望	職員の通勤について	県立高校の近くの団地に住んでいます。職員が通勤する際に、団地の中を車やバイクで通行されるのですが、団地には子どもが多く、小学校の通学路もあり大変危険です。迂回して別の道から通勤するように指導してもらえませんか。バイクの音も気になります。	教育委員会	教職員課	ご意見ありがとうございます。ご指摘いただきました道路につきましては、状況を学校に確認したところ、公道であるため、通行を禁止することはできないとのことでした。また、通行に当たっては、交通法規を遵守し安全に走行するよう、当該校の校長から教職員へ注意・指導を行いました。今後は、引き続き様々な機会をとらえて注意を促し、教職員のモラルの向上に努めていきます。	すでに実施している

24 (A)	2013/ 10/2	電話	要望	県政だより 10月号の人事・給与特集について	<p>県政だよりみえ10月号の「県職員の人事・給与等の状況」を見て、以下の点が気にかかりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「職員の給料の状況」によると、教員は平均給料月額が他の職員より多いものの、手当額が少ないため平均給与月額が他の職員より少なくなっています。</li> <li>・教員になられた方の親御さんの話では、教員は5時以降も会議が続いているにも関わらず、その手当はほぼ支払われていないそうです。そのようなことでは、優秀な人材が教員を選ばなくなるのではないのでしょうか。知事には、ぜひとも、現在の教員の給与を見直していただきたいと思います。そして、優秀でやる気のある教員を増やして、せめて手当を一般職員と同じくらいになるようにして欲しいと思います。</li> </ul>	教育委員会	福利・給与課	<p>ご意見ありがとうございます。教員の勤務態様の特殊性に基づき、教材研究等の授業の準備など、その職務を勤務時間の内外を問わず包括的に評価するとの考え方から、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」において、教員には時間外勤務手当や休日勤務手当は支給しないこととし、教職調整額を支給しなければならないと定められています。これにより、本県においても、給料月額の4%が教職調整額として支給されています。なお、教員を含む地方公務員の給与は、民間企業との比較、国家公務員や他の地方公共団体との均衡などを考慮して決められています。毎年、人事委員会が民間企業の給与の調査を行い、知事等に対して勧告を行います。この勧告を受けて、知事が関係条例案を県議会に提案し、審議・議決を経て員の給与が決定されていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	すでに実施している
-----------	---------------	----	----	---------------------------	---	-------	--------	---	-----------